



ほろのべ

北緯45度のまち

# 議会だより

## 第90号

発行 北海道幌延町議会  
編集 議会報編集委員会  
電話 01632-5-1111  
FAX 01632-5-2971

### 第3回 幌延町議会 臨時議会

5月24日

#### おもな内容

- 第3回幌延町議会臨時会…………… 2
- こども議会・情報推進常任委員会… 3
- まちづくり常任委員会…………… 4
- まちづくり常任委員会道外視察… 5

#### ▽報告第1号

##### 専決処分<sup>①</sup>の報告について

稚内市で駐車場に公用車を駐車中に、相手方家用車のドアに接触した事故の損害賠償で、賠償額は13万4千円。

#### ▽承認第1号

##### 専決処分<sup>①</sup>の承認について

平成27年度一般会計補正予算で、3月30日付で9千5百72万円を追加した。

#### ▽承認第2号・第3号

##### 専決処分<sup>①</sup>の承認について

幌延町税条例の一部改正で、行政不服審査の不服申立手続において異議申立を廃止し、審査請求に一元化されたことによる、行政不服審査法の改正と整合させるための改正と、関係条例の改正。

#### ▽議案第1号

##### 町長等の給与に関する条例等の一部改正について

町営住宅使用料等に係る不適正な事務処理により、町政に対する信頼を失ったことについて責任をとり、町長及び副町長の給料1カ月分を減額する。

○町長71万円（月額）を63万9千円に減額。

○副町長60万円（月額）を54万円に減額。

▽議案第2号

##### 幌延町国民健康保険税条例の一部改正について

課税限度額を現行85万円から89万円にし、軽減判定所得の算定において、5割軽減対象世帯を26万円から26万5千円、2割軽減対象世帯を47万円から48万円に

引き上げる改正。

#### ▽議案第3号

##### 幌延町商工業等振興促進条例の制定について

本町で商工業を営む個人及び法人等に対しての補助制度の制定。本町に本店または支店を有する事業者が行う新築、改築等に対して補助対象経費の50%（上限1千万円）以内を補助する。

問 交付金交付年度内に事業完了とあるが、年度をまたぐ場合はどうするのか。

答 年度内完了を前提としているが、状況に応じて対応を考える。

問 商工業者に限るのか。

答 農協なども考えられる。

問 条例制定において、パブリックコメントをしない理由は何か。

答 施策を早期に実行に移さなくてはならないことから、時間がなかった。

#### ▽議案第4号

##### 財産の取得について

除雪専用車（7t）を2千8百13万円で購入。

#### ▽議案第5号

##### 一般会計補正予算

ふるさと創生基金、まち

・ひと・しごと創生事業、幌延地圏環境研究所支援事業等。

#### 議長発言に係る訂正とお詫び

本年5月12日に、福島県楢葉町議会が行政視察でご来町された際に、幌延町議会議長の発言について、5月19日付の北海道新聞に、幌延町議会議長が、「基本的に私共は、研究には期限がないと理解している」、「納得いくまで研究してほしいというのが町の願い」と発言したと掲載されました。

このことは、町、議会の意見ではなく、私個人の思いでありました。公の場での発言としては不適切なものでありました。

私の不適切な発言で、関係者の皆様、町民の皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、前述の発言が個人的な考えからのものでありましたことを訂正させていただきます。

幌延町議会議長

植村 敦